

# 脱炭素社会づくり促進事業実施要領

平成27（2015）年4月1日付け地温第2号

環境森林部長通知

令和6（2024）年4月1日一部改正

脱炭素社会づくり促進事業（以下「本事業」という。）の実施については、この要領で定めるところによるものとする。

## 第1 事業目的

本事業は、栃木県気候変動対策推進計画に定める温室効果ガス排出削減目標達成のため、排出量の多い産業部門及び業務部門における地球温暖化対策の強化が必要であることに鑑み、温室効果ガス排出削減に資する設備への更新等に対し補助金を交付し、県内の温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

## 第2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）

第2条第3項に規定する温室効果ガス

2 中小企業者等 次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に準じ、別表1に規定する会社及び個人

(2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体

(3) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する法人

(4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人

(5) 国立大学法人、公立大学法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

(6) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの

(7) 特別法の規定に基づき設立された協同組合等

(8) 青色申告を行っている個人事業主

(9) その他知事が適当であると認める者

3 エネルギー多消費型設備 ボイラー、工業炉、空調設備及び自家発電設備

4 コージェネレーション設備 原動機等により発電を行い、その排熱を熱源として利用することにより、電気と熱を供給できるシステムを有する設備

5 事業所 県内に所在する工場又は事務所その他の事業場

## 第3 交付対象者

補助金の交付対象となる者は、中小企業者等であって、次の事項に掲げる全ての要件に適合するものでなければならない。

- 1 県税の滞納がないこと。
- 2 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 6 条の規定に基づき、次のいずれかに該当しないこと。
  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下、「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
  - (2) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
  - (3) 法人にあっては、役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- 3 公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められること。

#### 第 4 事業内容

本事業による補助の交付対象とする事業は、県内に事業所を有する中小企業者等が、当該事業所において実施する次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- 1 既設の照明設備を LED に更新することにより、次のいずれかの効果が見込める事業
  - (1) 当該設備から排出される温室効果ガスが従前と比べて年間 10 トン以上削減される
  - (2) 当該設備の温室効果ガス排出量が 50% 以上削減される
- 2 既設のエネルギー多消費型設備を更新することにより、次のいずれかの効果が見込める事業
  - (1) 当該設備から排出される温室効果ガスが従前と比べて年間 10 トン以上削減される
  - (2) 当該設備の温室効果ガス排出量が 20% 以上削減される
- 3 コージェネレーション設備を設置する事業  
ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
  - (1) ESCO 事業
  - (2) リース事業

#### 第 5 その他

本事業の実施にあたっては、この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるところによるものとする。

##### 附 則

この要領は、平成 27（2015）年度事業から適用する。

##### 附 則

この要領は、平成 30（2018）年 4 月 26 日から施行する。

##### 附 則

この要領は、平成 31（2019）年 4 月 26 日から施行する。

##### 附 則

この要領は、令和 3（2021）年 4 月 28 日から施行する。

この要領は、令和 7（2025）年 3 月 31 日をもって、その効力を失う。

##### 附 則

この要領は、令和 5（2023）年 4 月 1 日から施行する。

##### 附 則

この要領は、令和 6（2024）年 4 月 1 日から施行する。

## 別表

業種	資本金基準	従業員基準
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員
①製造業、建設業、運輸業、その他（ゴム製品製造業除く）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業（以下を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。